奈良県公安委員会告示第１０３号

銃砲刀剣類所持等取締法に基づく医師の指定に関する規則（平成２１年５月奈良県公安委員会規則第５号。以下「規則」という。）第２条第１項及び第２項の規定により医師の指定を行ったので、規則第３条の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成２１年１２月４日

奈良県公安委員会

委員長　岡　本　好　央

１　銃砲刀剣類所持等取締法（昭和３３年法律第６号。以下「法」という。）第４条の３第２項（法第７条の３第３項において準用する場合を含む。）の診断を行う医師

医師の氏名	医療機関の名称	医療機関の所在地	診断の対象者
岸本　年史	奈良県立医科大学附属病院	奈良県橿原市四条町８４０番地	法第４条の３第１項に規定する認知機能に関する検査の結果が銃砲刀剣類所持等取締法施行規則（昭和３３年総理府令第１６号）第１５条に規定する基準に該当する者
紙野　晃人	独立行政法人国立病院機構松籟荘病院	奈良県大和郡山市小泉町２８１５番地	

２　法第１２条の３の診断を行う医師

医師の氏名	医療機関の名称	医療機関の所在地	診断の対象者
岸本　年史	奈良県立医科大学附属病院	奈良県橿原市四条町８４０番地	法第５条第１項第３号の政令に定める病気（銃砲刀剣類所持等取締法施行令（昭和３３年政令第３３号。以下「令」という。）第８条第３号に掲げる病気を除く。）にかかっている者並びに法第５条第１
紙野　晃人	独立行政法人国立病院機構松籟	奈良県大和郡山市小泉町２８１５番	

	荘病院	地	項第４号及び第５号に掲げる者に該当しているか調査する必要がある者
星田　徹	独立行政法人国立病院機構奈良医療センター	奈良市七条二丁目７８９番地	令第８条第３号に掲げる病気にかかっている者に該当しているかどうかを調査する必要がある者
岸本　年史	奈良県立医科大学附属病院	奈良県橿原市四条町８４０番地	介護保険法（平成９年法律第１２３号）第８条第１６項に規定する認知症である者に該当しているかどうかを調査する必要がある者
紙野　晃人	独立行政法人国立病院機構松籟荘病院	奈良県大和郡山市小泉町２８１５番地	